

平成28年6月14日

各 位

会 社 名 株式会社エボラブルアジア
代表者名 代表取締役社長 吉村英毅
(コード番号：6191 東証マザーズ)
問合せ先 取締役 C F O 柴田裕亮
(TEL. 03-3455-0836)

株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成28年6月14日開催の取締役会において、以下の通り、株式の分割を行うことについて決議しましたので、お知らせいたします。

1. 株式分割及び定款の一部変更の目的

株式分割を行い、投資単位当たりの金額を引き下げることにより、より一層投資しやすい環境を整えることで、当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的としております。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成28年7月31日(日曜日)最終の株主名簿に記録された株主の所有普通株式1株につき、3株の割合をもって分割いたします

(2) 分割により増加する株式数

| | |
|------------------|--------------|
| ①株式分割前の発行済株式総数 | 5,535,900 株 |
| ②今回の分割により増加する株式数 | 11,071,800 株 |
| ③株式分割後の発行済株式総数 | 16,607,700 株 |
| ④株式分割後の発行可能株式総数 | 36,000,000 株 |

※上記①～③の株式数については、今後新株予約権の行使により発行される株式によって、株式数が増加する可能性があります。

3. 日程

| | |
|---------|-----------------|
| ①基準日公告日 | 平成28年7月15日(金曜日) |
| ②基準日(※) | 平成28年7月31日(日曜日) |
| ③効力発生日 | 平成28年8月1日(月曜日) |

※基準日当日は株主名簿管理人の休業日につき、実質的には前々日の平成28年7月29日(金曜日)となります。

4. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、平成28年8月1日をもって当社の定款第6条の発行可能株式総数を変更いたします。

(2) 変更の内容

(下線は変更部分を示します)

| 現行定款 | 変更案 |
|--|---|
| (発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式の総数は、 12,000,000 株とする。 | (発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式の総数は、 <u>36,000,000</u> 株とする。 |

(3) 日程

効力発生日 平成28年8月1日 (月曜日)

4. 資本金の額の変更

今回の株式分割に際しまして、資本金の額の変更はありません。

5. 新株予約権の行使価格の調整

平成28年8月1日以降に行使する新株予約権の行使価格を以下のとおり調整いたします。

| 名称 | 株主総会決議日 又は取締役会決議日 | 調整前行使価格 | 調整後行使価格 |
|------------|----------------------|---------|---------|
| 第 1 回新株予約権 | 平成 20 年 3 月 10 日 | 34 円 | 12 円 |
| 第 2 回新株予約権 | 平成 23 年 9 月 30 日 | 134 円 | 45 円 |
| 第 3 回新株予約権 | 平成 27 年 9 月 30 日 | 1,908 円 | 636 円 |
| 第 4 回新株予約権 | 平成 27 年 9 月 30 日 | 1,908 円 | 636 円 |
| 第 5 回新株予約権 | 平成 27 年 9 月 30 日 | 1,908 円 | 636 円 |
| 第 6 回新株予約権 | 平成 27 年 10 月 23 日 | 1,908 円 | 636 円 |

以 上